

山陽小野田市監査委員公告第 10 号

地方自治法第 98 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年 10 月 5 日付で山陽小野田市議会から請求のあった事項について監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

平成 24 年(2012 年)12 月 12 日

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 三 浦 英 統



小 監 第 N 3 4 0 2 - 8 号  
平成 24 年(2012 年)12 月 12 日

山陽小野田市議会  
議長 尾 山 信 義 様

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 三 浦 英 統

### 議会の請求監査に基づく監査結果について

平成 24 年 10 月 5 日、地方自治法第 98 条第 2 項の規定に基づき山陽小野田市議会から監査請求のあった「定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業」に関して、同法第 199 条第 2 項後段の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により結果を次のとおり通知します。

### 記

#### 第1 監査の範囲

##### 1 監査の種類

地方自治法第 98 条第 2 項に基づく議会の請求監査

##### 2 監査の請求事項

- (1) 定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業の業者選定に関する事項
- (2) 定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業の契約に関する事項
- (3) 定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業の経理・運営に関する事項

##### 3 監査の対象事項

平成 22 年度及び平成 23 年度に実施された「定住促進・住まいのイキイキ情報提

供事業」を監査対象とした。

#### 4 監査実施期間

平成 24 年 10 月 5 日～平成 24 年 12 月 7 日

#### 5 監査の対象部課

産業建設部建築住宅課

総合政策部企画課

### 第2 監査の実施

#### 1 監査請求内容の理解

この監査にあたっては、請求内容を次のように理解した。

- (1) 本件に係る監査委員に対する監査請求は、平成 24 年 10 月 3 日山陽小野田市議会において、委員会提出決議案第 4 号「定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業」の監査請求に関する決議として産業建設常任委員長名で提案され、賛成多数で決議されたもので、委員長による提案説明では、「事業が適正に行われていない疑義が生じた。そのため、この事業の一連の事務処理の実態について、監査委員の監査を求める」としていることから、事務処理の実態を明らかにすることと理解した。

なお、本事業については一般会計決算審査特別委員会及び産業建設常任委員会でも審議されていることから、ここで論議された内容も加味して、3 点の請求事項における監査請求の内容を次のように捉えた。

- (2) 監査請求の対象とされる事業について、業者選定は適正に執行されたかについて監査すること。
- (3) この事業における契約内容に沿った事業が誠実に行われたかについて監査すること。
- (4) この事業における経理・運営は事業目的に照らして適切であったかについて監査すること。

#### 2 関係職員からの事情聴取

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 8 項の規定により、本件について確認をするため、平成 24 年 11 月 5 日（月）に以下のものから事情を聴取した。

・事情聴取対象職員

病院局次長 市 村 雄二郎  
(平成 22 年当時、総合政策部長)  
山陽総合事務所長 渡 辺 津 波  
(平成 22 年当時、産業建設部次長 建築住宅課長)  
市民生活部次長環境施設整備室長 松 永 信 治  
(平成 22 年当時、総合政策部企画課長)

### 3 監査の実施手続

この監査にあたっては、「定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業」に係る関係書類の収集及び資料の提出を求め、調査を実施し、関係職員よりその内容について事情聴取を行い、監査を実施した。

## 第3 事実の確認

監査対象事業については、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取並びに関係職員からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

- 1 この事業は県の補助金事業である「山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業」として実施したもので、かねてからの懸案である定住対策、U J I ターンに関する政策課題の解決を図ろうとした事業である。

### 2 県の補助金事業

県の補助金事業である「山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業」は市が創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図るため、市が民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等に対して委託することにより行う事業を補助事業とするものである。

対象とする事業としては市が企画した新たな事業で、建設・土木事業でないこと。更には雇用機会を創出する効果が高い事業で、地域内にニーズがあり、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業の 4 点が掲げられている。

また、「新規雇用する労働者」についても規定があり、募集は公共職業安定所への求人申し込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図ること。雇用期間は原則 1 年以上とし、継続ができるもの。ただし、事業の性質上、1 年間の雇用が適当でないものは 6 か月以上 1 年未満の雇用も認める。採用にあたっては、失業者であることの確認を行い、雇用保険受給資格者証や履歴書等による確認方法についても規定されている。

委託契約にあたっては競争性のある手続きを原則とし、委託契約の内容に「事業の予定期間及び終了予定期日」「予定される事業費及び人件費」「従事予定の全労働者数とそのうち新規雇用予定者数」「新規雇用者の募集方法」「新規雇用する際に失業者であることの確認」を掲げるほか、実績報告書の作成及び市への提出。更には、委託費に残額が生じた場合又は委託事業による収入がある場合の返還について規定している。更には、失業者に向けられる人件費が委託事業費の2分の1以上であること等が定められている。

### 3 定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業

当市の人口減少、少子高齢化の進行及び空き家の増加から、重要課題である定住対策を目的に、山口県の補助金である「山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業」を活用して実施することにより、併せて新たな雇用の創出も図ろうとする事業である。

業務の内容としては空き家情報の収集、利便施設、地域情報等の収集、情報発信のためのホームページ作成、情報発信・PR活動、相談の受付、マッチング業務、住宅取引専門業者との橋渡しである。

### 4 この事業を実施するための事務処理手続き等

本件事業の予算は平成22年9月1日に山陽小野田市一般会計補正予算第3回として市議会に提案され、平成22年9月13日の本会議において可決されている。予算の内容は収入、支出ともに8,000千円で、収入については15款県支出金2項県補助金7目土木費県補助金3節住宅費県補助金で、ふるさと雇用再生特別基金補助事業費として計上され、支出については8款土木費6項住宅費1目住宅管理費13節委託料として計上されている。

予算成立を受けて、平成22年9月22日に本件事業を実施するため、「定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業業務委託に伴う公募型プロポーザルの実施について」の起案がなされ、平成22年9月30日に決裁されて、事業実施のための意思決定がなされている。

平成22年9月24日にはプロポーザル実施のための「定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業業務委託に伴うプロポーザル審査委員会設置要綱の制定について」の起案がなされ、平成22年10月1日に決裁されて施行されている。

平成22年9月28日には「定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業公募プロポーザル審査要領について」の起案がなされ、平成22年10月1日に決裁されている。

以上の経過を経て、平成22年10月1日に公募の受付を山陽小野田市のホームページに掲載して開始した。公募の内容は、事業名、目的、業務概要、契約期間、スケジュール（予定）のほか「実施要綱」、「応募申込書」、「業務仕様書」から成って

おり、申込書等の提出期限は平成 22 年 10 月 12 日（火）としている。

また、平成 22 年 9 月 29 日には本件事業を県の補助金事業である「山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業」の対象事業として承認を得るため、7,980 千円を増額する「平成 22 年度山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業変更承認申請書」を県知事宛に提出している。

そして、県知事名にて平成 22 年 10 月 1 日付で 7,980 千円増額することで「平成 22 年度ふるさと雇用再生特別基金補助金の交付決定の内容の変更について」の通知を受けて承認されている。

平成 22 年 10 月 5 日には本件事業に関する説明会を午後 1 時 30 分から市役所別館の 1 階会議室にて開催している。当日の説明会に参加したのは三者であった。

平成 22 年 10 月 7 日及び 10 月 12 日には説明会参加者のうちの二者から応募申込書が提出された。

選考会は平成 22 年 10 月 14 日に実施され、二者のプレゼンテーション及びヒアリングによる採点が行われた。

採点は 5 名の審査委員で行われ、当日に集計されて、その結果は各審査委員に報告され、同日（平成 22 年 10 月 14 日）には「定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業に係る業務委託業者の選定結果について」の起案がなされ、同日のうちに決裁されて契約の相手方が決定されている。翌日の平成 22 年 10 月 15 日付でプロポーザルに参加した二者に対して業務委託者の特定についての通知がなされている。

契約の相手方として決定された者と平成 22 年 11 月 1 日に契約が締結され、事業に着手された後、平成 23 年 3 月 30 日には決算を見込んで当初契約額 7,980,000 円であったものを 91,447 円減額し 7,888,553 円とする変更契約がなされている。

平成 23 年 3 月 31 日には本件受託者から詳細に亘る完了報告書とともに委託業務完了届、収入支出決算書、新規雇用失業者一覧表が提出されている。

平成 23 年 3 月 31 日には業務委託項目についての検査が市職員によりなされ、検査調書が作成されている。

これにより、平成 23 年 3 月 31 日付で市から県へ本件事業費 7,888,553 円を含む「平成 22 年度山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業実績報告書」を提出している。

平成 23 年 5 月 9 日には本件事業の補助金額 7,888,553 円を含めた「平成 22 年度山口県ふるさと雇用再生特別基金補助金請求書」を県知事宛に提出し、平成 23 年 5 月 20 日に収入の手続きがなされて請求書通りの金額が入金されている。

平成 23 年度事業については、平成 23 年 2 月 22 日に山陽小野田市一般会計予算として市議会に提案し、平成 23 年 3 月 28 日の本会議において可決されている。

本件事業に関する予算の内容としては収入、支出ともに 20,000 千円とするもので、収入については 15 款県支出金 2 項県補助金 7 目土木費県補助金 1 節住宅費県

補助金でふるさと雇用再生特別基金補助事業費として、支出については8款土木費6項住宅費1目住宅管理費13節委託料として計上されている。

平成23年4月1日には県知事宛に本件事業費の20,000千円を含めた「平成23年度山口県ふるさと雇用再生特別基金補助金交付申請書」を提出し、平成23年4月1日付で県知事名による「平成23年度山口県ふるさと雇用再生特別基金補助金の交付決定について」で補助事業としての決定がなされている。

また、平成23年4月1日には引き続き前年と同一の相手方と契約する起案がなされ、同日に決裁されて契約が締結されている。主な内容は委託期間としては平成23年4月1日から平成24年3月31日、委託料の額は18,690千円である。

平成24年2月27日には本件事業を収入、支出ともに1,310千円減額する内容を含む山陽小野田市一般会計補正予算第8回が市議会に提案され、平成24年3月7日の本会議において可決されている。

平成24年2月29日には本件事業費を1,310千円減額した額での「平成23年度山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業変更承認申請書」を県知事宛に提出し、平成24年3月14日付での県知事名による内容の変更を承認する決定がなされている。

平成24年3月27日には決算を見込んで当初契約額18,690千円を400千円減額し18,290千円とする業務変更契約が締結されている。

平成24年3月31日には詳細に記載された完了報告書が必要書類と併せて提出されている。

平成24年3月31日には業務委託項目について、市職員による検査がなされ、検査調書が作成されている。

これにより、平成24年3月31日に県へ本件事業費18,290千円を含む「平成23年度山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業実績報告書」を提出している。

平成24年4月27日には本件事業の補助金額18,290千円を含めた「平成23年度山口県ふるさと雇用再生特別基金補助金請求書」を県知事宛に提出し、平成24年5月21日に収入の手続きがなされて請求書通りの金額が入金されている。

## 5 業者選定について

本件事業を実施するため、「定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業業務委託に伴う公募型プロポーザルの実施について」が平成22年9月22日に起案され、平成22年9月30日に決裁されている。

平成22年9月24日にはプロポーザル実施のための審査委員会設置要綱の起案がなされ、平成22年10月1日に決裁されて同日に施行されている。この主な内容は審査委員を「産業建設部長、総合政策部長、産業建設部次長兼建築住宅課長、総合政策部企画課長、建築住宅課技監」の5名とするほか、所掌事務、組織、会議、審

査結果の公表等を規定している。

次に、平成 22 年 9 月 28 日には「定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業公募プロポーザル審査要領について」の起案がなされ、平成 22 年 10 月 1 日に決裁されている。この主な内容は 12 の評価項目、評価内容及び配点や 20 分以内のプレゼンテーション及び約 10 分のヒアリングを実施して総合的に選考を行う事、更には全審査委員 5 名の総得点で最も高い者を契約の相手方に、同点の場合には審査委員の多数決で特定すること等を規定したものである。

平成 22 年 10 月 1 日には公募を開始し、平成 22 年 10 月 5 日には本件事業に関する説明会を午後 1 時 30 分から市役所別館の 1 階会議室において三者の参加によって開催され、平成 22 年 10 月 14 日には応募申込書が提出された二者による選考会が実施された。採点は当日に審査委員 5 名で行われ、各審査委員とも各項目 5 点で 12 項目の 60 点満点で採点され、本件事業の受託者となった者の得点は 41 点、46 点、51 点、55 点 44 点の合計 237 点であった。もう一者の得点は 49 点、47 点 58 点、40 点、42 点の合計 236 点であった。この結果により、同日（平成 22 年 10 月 14 日）に得点の高かった者を契約の相手方とする案で「定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業に係る業務委託業者の選定結果について」の起案がなされ、同日のうちに決裁され、翌日の平成 22 年 10 月 15 日付で、この結果を選考会に参加した二者に対して通知がされている。そして、平成 22 年 11 月 1 日に契約が締結されている。

## 6 契約内容と実施された事業内容

平成 22 年 11 月 1 日に締結した業務委託契約書は期間を平成 22 年 11 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日。金額は 7,980 千円で部分払の回数を 5 回以内とし、業務の履行方法として、着手届の提出、新規雇用の募集は公共職業安定所の求人方法のほか、文書による募集や直接募集も募集の公開を図ること、新規雇用者の雇用期間は原則 1 年以上とし、失業者であることの確認を義務付けている。また、市は必要があると認めるときには必要事項の報告を求め、実地調査や履行に関して必要な指示ができることとなっている。委託業務を終了したときは、完了届、就業等実績報告書等の提出も求めている。委託金は 11 月から毎月末頃の支払日とする支払計画書に基づき支払われること。ただし、額の確定により残額がある場合には返還させることや事業実施による収入がある場合にも返還させる。その他、業務上で知り得た秘密を漏らさない等が定められ、業務内容については委託業務仕様書で空き家情報の収集、利便施設、地域情報の収集、ホームページの作成、情報発信・PR 活動、相談の受付、マッチング業務とし、3 名程度の失業者を新規雇用すること及びその人件費が委託事業費の 50% 以上で、失業者であることの確認義務、事業が終了したときの提出書類等を定めている。

平成 23 年度事業は平成 23 年 4 月 1 日に契約締結され、平成 22 年度事業とほぼ同様の内容である。なお、雇用すべき失業者の人数を平成 22 年度において既に雇用している 4 名を継続雇用とし、更に 1 名を増員の 5 名としている。

## 7 事業目的と本件事業の経理運営

事業目的は当市の人口減少、少子高齢化の進行及び空き家の増加から、重要課題である定住対策の一つの施策として実施することとし、山口県が実施する「山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業」の補助金を活用して実施することにより、併せて新たな雇用の創出も図ろうとする事業である。本件事業は定住対策としての空き家情報の提供面と失業者の新規雇用の二つの目的からなっており、定住対策としての空き家情報提供の面における目的は人口減少、少子高齢化のなか、住んでいる人が住み続けるとともに U J I ターンを促すことである。また、失業者の新規雇用の面では地域の雇用再生のために、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出し、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることである。

本件事業の経理については、市では県の補助金事業で実施するものであることから、県の補助金の受け入れと受託者への委託料の支払いである。受託者では、市からの委託料受け入れと事業目的に沿った事業実施に伴う支払いである。支払関係では総勘定元帳、金銭出納帳、経費明細帳が作成されており、領収書等も保存されている。なお、山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業実施要領では委託事業において、新規雇用者を 1 年以上の雇用契約で雇用し、かつ、新規雇用の人件費が委託事業費の 2 分の 1 以上であることとしている。また、本件事業費に残額が生じた場合、あるいは本件事業により発生した収入があるときは返還することとなっている。

## 第4 監査の結果

### 1 総合意見

以上の実態を踏まえ、以下に監査委員としての意見を述べる。

#### (1) 定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業の事務処理の実態について

定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業は平成 22 年度及び平成 23 年度に継続して実施された事業で、事務処理については、平成 22 年度事業では、平成 22 年 9 月 13 日に市議会において予算成立後、プロポーザル実施のための決裁、審査委員会設置要綱の決裁、県に対して山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業変更承認申請、県からの交付決定の内容の変更通知受領、公募、説明会の開催、プロポーザルの実施及び審査、この結果による契約の相手方決定の決裁及びプロポーザル参加者への結果通知、契約締結、変更契約の締結、委託業務完了届、完了報告書の受領、検査と手続きがなされ、支払に関する事務処理も契約書に従ったものとなっており、収入においても契約額及び支出額と同額が収入されている。

そして平成 23 年 9 月 30 日に市議会においても決算認定されており、一連の事務処理手続きについては問題視するところは存在しなかった。

平成 23 年度事業においても平成 23 年 3 月 28 日に平成 23 年度予算として議決されて予算成立、平成 23 年 4 月 1 日に県へ補助金交付申請、同日付の交付決定、契約締結、変更契約の締結、委託業務完了届の受領、検査と手続きが処理され、支払に関する事務処理についても契約書に従った支払いがなされ、決算時には事業費の見込み額が契約額を下回るようになったことから、清算による戻入の手続きもなされており、収入においても契約額及び支出額と同額が収入されている。そして平成 24 年 10 月 3 日に市議会において決算認定されており、一連の事務処理手続きについて、法令に違反するものは存在せず、形式的にも不備な点も見受けられず整合性を有しており、問題視するところは存在しなかった。

(2) 定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業の業者選定は適正に執行されたかについて監査すること。

業者選定については、平成 22 年 9 月 30 日に公募型プロポーザルを実施することで意思決定がされ、「定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業」受託プロポーザル実施要領を定めている。

これにより、「定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業委託業務に伴うプロポーザル審査委員会設置要領」の制定、更には「定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業公募プロポーザル審査要領」を定めて、市のホームページで、応募を呼び掛けている。この公募には受託者を含めた三者が説明会に参加し、その後、このうちの二者が応募申込書を提出している。平成 22 年 10 月 14 日には応募申込書の提出があった二者によるプレゼンテーション及びヒアリングが行われ、審査委員 5 名による採点がなされた。この結果は、全審査委員による評価点数を集計し、その合計点数の一番高い者を契約の相手方として特定することとした「定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業公募プロポーザル審査要領」の定めにより、237 点と 236 点という結果から 237 点の高得点であった本件受託者を同日である平成 22 年 10 月 14 日に契約の相手方として特定し、翌日である平成 22 年 10 月 15 日付で、二者に通知がなされている。各審査委員の点差については 1 点、2 点、7 点、8 点、15 点である。本件事業の受託者に高得点を入れた審査委員は 2 名で受託できなかったもう一方の者に高得点を入れた審査委員は 3 名であった。しかしながら、審査要領では二者を比較して高得点であった審査委員数によるのではなく審査委員全員の得点を合計して、その総得点の高い者を契約の相手方に決定すると定めていることから、人数的には少ない審査委員が選んだ本件事業の受託者が契約の相手方と決定された。15 点の差をつけた審査委員の採点が契約の相手方の決定に影響していることは確かであるが、事情聴取した範囲では、審査

委員各人ともに採点するにあたっての正当と思える考えや理由をもっており、正当な採点であったとの信念もあり、採点に作為的なものが存在したという確証は得られなかった。また、元議員や現職議員の名前も取りざたされているところであるが、事情聴取の結果は元議員及び現職議員から圧力や依頼等はもちろん、本件に関することでの事前接触自体もなかったとのことである。以上のことから業者選定は事前に定められた要領等に基づいた手順で執行されており、不正があったのではないかと思われることを裏付ける明確なものは存在しなかった。

今回、市議会で業者選定に疑念を抱くこととなった根拠がどこに有るのかは定かではないが、監査請求をするまでの結果になるような疑念をもたれた原因は選定委員5名がすべて市職員であったことが疑念を引き起こす一因ともなっていると思われる。この点については今後において、公募型プロポーザル方式による場合においては、公平性・透明性の確保に更なる検討をされ、改善に努めることが必要である。

(3) 定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業における契約内容に沿った事業が誠実に行われたかについて監査すること。

本件事業の契約内容は平成22年度及び平成23年度ともにほぼ同様の内容である。契約書第1条第2号で業務の内容は委託業務仕様書のとおりとされており、委託業務仕様書によれば、次の通りとしている。

ア 空き家情報の収集

- ・市内に点在する空き家の流動化を希望する所有者から、家の面積、間取り、現在の家賃、空き期間などについての情報収集等を行う。

イ 利便施設、地域情報の収集

- ・空き家周辺の市役所や学校などの公共施設、公共交通機関、交流施設、福祉施設、公園、お祭りなどの地域情報の収集を行う。

ウ ホームページの制作、情報発信・PR活動

- ・アイにより、把握・収集した情報をパソコン上で整理・データベース化し、ホームページ上で紹介するコンテンツを作成する。
- ・ホームページは具体的でわかりやすく、空き家情報のみならず空き家活用事例、各種支援制度、住まいの相談情報など定住促進に関する総合的な情報を紹介する内容とする。
- ・掲載する主な情報例  
(略)
- ・ホームページコンテンツの情報発信と並行して、山陽小野田市の魅力向上と移住・交流人口の増加を図ることを目的としたチラシ・パンフレット等の作成・配布、各種イベント等を通してPR活動を行う。

## エ 市内外からの相談の受付

- ・イキイキ情報室を設置し、各種相談業務を行う。

また、空き家の所有者に対して、空き家の流動化を図るための提案等を行う。

空き家の活用者に関しては、新規活用者同士のネットワークの構築や活用後の相談などのフォロー体制を整える。

## オ マッチング業務

- ・ウで作成したホームページコンテンツにより情報発信を行いながら、空き家の所有者と空き家の活用（購入・貸借等）を希望している活用希望者の双方の条件をうまくマッチングさせ、双方に対してそれぞれ情報提供し、空き家の解消を目指す。

以上が委託業務仕様書に記載されている内容であるが、アの空き家情報の収集では平成 23 年 3 月現在で約 1,266 件の情報を収集している。これを基に小学校校区別の空き家情報一覧リストを作成しデータベース化するとともに現地に赴き居住可能かどうか等の二次調査も実施している。

イの周辺における利便施設については公共機関や医療・福祉施設、幼稚園・学校・教育機関を、更にはショッピングやスポーツ、イベント等の地域情報を収集している。

ウのホームページの制作では再委託ではあるが制作を完了し、空き家物件や土地物件とともに周辺施設や各種イベント情報を入手・確認でき次第に更新を行っている。また、紙媒体としてリーフレットも作成しており、空き家調査時にポスティングすることで情報発信・PR活動も行っている。

エの相談業務では体制を設けて実際の受付も行っており、実績もある。

オのマッチング業務では平成 23 年度末で建物物件 4 件及び土地物件 2 件の計 6 件について契約が成立し、土地 3 件が進行中である。

本件事業にいうマッチング業務は委託業務仕様書からすると空き家の所有者と空き家を利用しようとする者への情報提供としている。しかしながら、一般的にマッチング業務という表現は土地若しくは建物の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは賃貸の代理若しくは媒介による、契約の成立と思われるところである。現に事業報告書にもその件数が記載されており、宅地建物取引業法で「宅地若しくは建物の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは賃貸の代理若しくは媒介をする行為で業として行うもの」は同法第 12 条で「免許を受けない者は営んではならない」し、「営む旨の表示又は営む目的をもって、広告してはならない」と免許を有しない者は禁止をされているところである。したがって、本件事業における委託業務仕様書は「宅地建物取引業者との橋渡し」で表現されるべきものであったと思料される。マッチング業

務と表現したことにより、多くの人々から誤解を招き、苦情も発生する事態となり、また、この誤解によるマッチング件数が事務事業評価にも影響していると思われる。県の補助金である「山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業」として実施するためには期間的に検討時間が短かったこともあったと思われるが、本件事業を実施するにあたっての検討及び政策協議、事前評価等が十分でなかったと言わざるを得ない。

本来、空き家情報提供事業は定住促進あるいはU J I ターン促進を実現する方策のうちの一つの手法でしかなく、この事業を実施すれば定住促進及びU J I ターンが実現できるというものではない。山陽小野田市に住み続けたい、住んでみたいと思うような街づくりを総合的に実施することによって、はじめて実現可能なものとなるものであると考える。居住の場の確保だけでなく、雇用の場、子育て環境、教育環境等生活するうえでのあらゆる環境をもって判断され、結果が現われるものとする。少子高齢化が進展し、地方においては過疎化が進み都会志向の若者が多い中で、定住及びU J I ターンを実現することは至難の政策課題であると思うが、この実現には市の努力はもちろんであるが議員及び市民の積極的な協力が必要であり、長期間でのスパンによる地道な活動の積み重ねで可能になるものと思われる。

これら以上のことから、委託契約の内容については、誠実に実施されていたと判断できる。

(4) 定住促進・住まいのイキイキ情報提供事業における経理・運営は事業目的に照らして、適切であったか。

経理面では、市の経理について、まず平成 22 年度分を順に追ってみると平成 22 年 9 月 1 日に山陽小野田市一般会計補正予算第 3 回として、支出額は委託料で 8,000 千円、収入については 8,000 千円全額を県補助金とすることで、市議会に提案し、平成 22 年 9 月 13 日の本会議において慎重審議の結果、可決されている。

これに基づき、予算の範囲内である 7,980 千円の契約を締結し、業務委託契約では、業者への委託料の支払いは支払予定計画書で、11 月から毎月の 5 回に分けて概算払いすることとなっており、計画通りの支払いとなっていた。また、当初の契約額より減額となる決算見込みから平成 23 年 3 月 30 日には 91,447 円を減額して 7,888,553 円にする変更契約書を締結し、3 月 31 日には、減額となった金額 91,447 円が戻入されている。平成 23 年度分については、平成 23 年 2 月 22 日に山陽小野田市一般会計予算で、支出は委託料として、収入については県補助金として、ともに 20,000 千円を計上した予算を市議会に提案し、平成 23 年 3 月 28 日の本会議において慎重審議の結果可決されている。

これに基づき、予算の範囲内である 18,690 千円で契約を締結し、業務委託契約において業者への支払いは支払予定計画書として、4 月から翌年 3 月までの毎月の 12 回払いとしており、間違いなく契約通りに支払いされている。予算額より減少となった金額 1,310 千円については、平成 24 年 3 月 7 日に市議会で同額を収入・支出とも減額する補正予算が可決されている。また平成 24 年 3 月 27 日には決算を見込んで 400 千円減額の 18,290 千円とする変更契約を締結し、5 月 9 日には減額の 400 千円が戻入されている。

受託者の経理については総勘定元帳、金銭出納帳、経費明細帳、出勤簿、賃金台帳等の整備がなされており、これを証明する領収書等も保管されており、領収書の信憑性及び支出内容についても特に不当なものや事業目的に反するようなものは認められなかったし、関係書類は良好に編綴されていると認められ、金額についても収支決算書と相違なく経理手続きは適正に執行されていたと判断される。

運営面では、市は委託することで運営してきたところであるが、受託者の運営については平成 22 年度では新規雇用者を常時 4 名の雇用、平成 23 年度では常時 5 名の雇用を行っている。失業者の新規雇用方法については公共職業安定所での求人で 2 名、不動産情報誌による求人で 2 名、それぞれ面接試験も実施されており、この採点で高得点の者が採用されている。あと 1 名の経理担当パート職員については事業開始後に急遽、経理担当者が必要となったことから、市内の会計事務所に適任者の紹介を依頼して、当事務所から紹介のあった者を面接し、適任と判断して採用している。ところで上記の第 3 事実の確認の 2 県の補助金事業で述べたところであるが、県の補助金事業としての対象となる要件に、「新規雇用する労働者は募集にあたり公共職業安定所への求人申し込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図ること。」とあり、パート職員はこの要件には該当しないと判断される可能性が高く、新規雇用であることには間違いはないものの、本件の県補助金事業としての新規雇用する労働者としてカウントすることは好ましくなかったと考える。なお、新規雇用労働者の人件費からパート職員の賃金を控除すると、平成 22 年度での新規雇用労働者の人件費は 3,944,337 円となり委託事業費に対する割合では 50.0%で補助対象事業の 2 分の 1 を超えており、平成 23 年度でも 10,254,358 円となり委託事業費 18,290 千円に対する割合は 56.1%で補助対象事業の 2 分の 1 を超えており、県補助金事業としての要件はクリアできている。今後、補助金事業では対象となる事業の要件を正確に理解され、確たる判断ができない内容については県及び国等の判断を仰ぎ、この結果及び経緯等を書面で保存する等され、慎重な取扱いに十分配慮する必要がある。

市議会の委員会における議事録をみると縁故採用があったのではないかとの

疑念があったようであるが、「その企業となんらかの関係があることを採用の条件とする縁故採用」については、採用試験の採点項目には縁故採用を条件とするものは存しなかった。

また、業務日報及び毎月の事業進捗状況報告書の作成により、機能が発揮できるよう組織をまとめて動かしていたと認められる。

新規雇用にあたっての給料の設定についても市議会の委員会で高額過ぎると指摘されている点について、国は「地域における賃金水準を勘案して適切な水準に設定されるものとする」として、具体的な金額は示していない。受託者は2010年の大学卒、短大卒、高校卒の初任給水準をもとに、それぞれ地域格差を乗じて得られた金額を目安にして基本額としている。この金額は大学卒200千円、短大卒170千円、高校卒120千円である。これに、職務内容に応じて諸手当を加えた金額を各人の基本給に設定している。このことからして、一概に合理性が無く高額すぎる給料であったとは言いきれない。またパート職員についても同様に算出された基本額を1か月の実労働時間で除して算出すれば、決して高い金額ということとはできない。

また、ホームページ作成料についても高額過ぎるとの指摘がされている点については、一般的にはホームページの作成料についての相場は無いといわれており、実際に調べてもホームページの内容、ページ数や企業の大小により大きな差がある。そうしたことから適正な額であったかどうかについては判断に苦慮するところである。ちなみに平成22年度において当市が委託発注した子育て情報ホームページは945千円であり、これを参考にして比較する限りにおいて高すぎるとは言えないと思われる。

以上、関係書類を確認した結果、概ね目的に即して事業が実施されていると認められた。

## 2 是正改善を要する事項

### (1) 公募型プロポーザル方式による業者選定について

本件における選定方法については上述のとおりであるが、今後、専門化の経験や高度の知識・技術、創造性、構想力、ノウハウ等を要求する業務が増加し、公募型プロポーザル方式による業者選定が増えてくるものと思われる。この方式には公平性、透明性、競争性の確保と適正かつ円滑な運営が求められるものであることから、庁外の第三者を審査委員に任命することや審査委員への故意の接触を防止するための審査委員名の事後公表等の方策が必要であり、これら遵守すべき手続き等の基本的事項を定めた基準を早急に検討、制定されることを望むものである。

### (2) 新規事業実施及び事務事業評価について

本件事業の場合には事業の果たすべき役割や、事業の目的・趣旨が必ずしも明確に把握されないまま実施されたように見受けられ、事業の本質を見失っていた感さえ覚える。こうしたことから協議・検討が十分ではなかったと思わざるをえない。せつかく新規事業として立ち上げて、方向性や内容、手法等に妥当性を欠くと今回のような事態に発展する結果となる。

今後、新たな施策を展開する場合には、情報収集や現状の分析、更には関係機関等で協議・検討のもとで合意形成され、十分に練り上げられてから事業着手される必要があり、政策形成に関する徹底と意思決定に至るまでの意思形成過程における基本的な手続き方法等を再確認されることを望むものである。また、事務事業評価については一律に同様の手法で測定されているが事務事業評価は万能ではなく、目標や成果を数値で示すことのできないものもあり、すべての施策に、現在の評価手法があてはまるとは限らないことに注意を払う必要がある。この点についても併せて検討を望むものである。

### 3 むすび

監査請求の中で問題となった事項についての見解は各項において述べたとおりであるが、本件を総括的に見た場合、ここまでの問題に発展させたのは、業者選定に対するプロポーザル方式の在り方及び業務内容においてマッチング業務の名称を使ったことに起因するものと思われ、このことから、種々の疑念を生じたことは甚だ遺憾とするものである。業者選定については今後も公募型のプロポーザル方式の増加が予測されることから、早急に、疑念を持たれないような方策を講じる必要があり、この取り扱いの基準を設けられ、統一的な執行がなされるよう、また、新たな施策を実施する場合には十分な検証がなされ、住民のためのより良い生活環境の維持、創造に向けて行政運営に最善の努力をされるよう、そして、かかる疑惑が再び起こらないよう、今後の事業の実施又は予算の執行等にあって十分に留意されるよう望むものである。

本件の監査にあたっては地方自治法上監査委員が執行しうる調査権の及ぶ範囲において多くの関係資料の提出を求め又は、参考人等の意見も聴取し状況の把握に努め、調査した結果である。